

## 質疑・回答書

告示番号		件 名	千成町2丁目公園外施設改修工事(その3)
No	質疑事項	回 答	
1	<p>4号内訳書の借地料ですが、北条町2丁目の現場に必要な経費として計上されていると思いますが、点在経費として施工箇所1と施工箇所2のそれぞれの現場で按分して計算されているということにはなっていないでしょうか。</p> <p>施工箇所2のみで計算する場合と按分して計算する場合とでは予定価格が異なると思われるので、どのように計算されているのか、教えて頂きたい。</p>	<p>内訳表第4号の借地料は、施工箇所2で積算しております。</p>	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp